

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

### ○義家委員長 次に、階猛君。

### ○階委員 立憲民主党の階猛です。

今国会での法務委員会での論戦が今日から本格的にスタートしました。前回、上川大臣が所信表明をされたということで、私も政権を目指す野党第一党の法務部門の責任者として、我々が当委員会にいかなる姿勢で臨むかにつき、まず三点ほど述べさせていただきます。

まずは、目下の最重要課題である新型コロナウイルス対応についてですが、一刻も早くコロナ禍を収束させ、社会経済活動を平時の状態に戻すということは国民共通の願いです。この点については、与野党が協力して取り組まなくてはならないと思っております。特に、適時適切な水際対策、テレワークの法的安定性の確保、感染者への差別、偏見、誹謗中傷の防止といったことは、当委員会が責任を持って対応すべき課題だと思います。そのため必要かつ効果的と考える提案を随時行っていきたいと思います。政府・与党との建設的な議論を

希望します。

次に、法の支配についてです。法の支配とは、恣意的、高圧的になりがちで、誤りを犯しやすい人の支配を排斥するとともに、権力を法で縛ることによって個人の権利や自由を擁護することを目的とする立憲主義に基づく重要な原理であります。上川大臣も所信表明において、法の支配の貫徹された社会を目指すということを言われておりました。

しかしながら、権力を担う政府・与党と、それを支える官僚組織において、法やルールを無視する事案が後を絶ちません。こうした事案の真相解明、責任追及、再発防止は、身内である政府・与党では十分にできるはずがありません。我々野党に課せられた任務であると考えておりまして、積極的に取り組んでまいります。上川大臣にも協力をお願いしたいと思います。

最後に、法務・検察行政の信頼回復についてです。昨年は、黒川元検事長の異例な勤務延長をめぐり法解釈の変更を含む政策立案プロセスが問題となり、同人の賭けマージャン問題をめぐり法務・検察組織のガバナンスが問題となりました。

前者については、事後検証を可能とするため、手続の記録と公開が必要です。加えて、最近では、立法事実や立法の効果が疑わしい内閣提出法案の審議に我々が忙殺されまして、我が党などが提出している真に必要な法案の審議がなかなか前に進みません。政府のエビデンス・ベースド・ポリシィ・メイキング、EBPMが適切に行われているのか厳しくチェックするとともに、同僚議員と

もに真に必要な有効な政策を提言してまいりたいと思えます。

さらに、後者については、すなわち法務・検察組織のガバナンスの問題については、黒川氏の賭博罪容疑につき検察が起訴猶予としたために、検察の刑事訴追権の行使に国民の疑念が生じました。検察審査会も起訴相当という厳しい判断を下しています。検察の起訴猶予処分が厳正中立に行われているか、監視する仕組みが必要だと思えます。このほか、法務・検察行政刷新会議での有識者の皆さんの議論を踏まえて、法務・検察組織への国民の信頼回復のため、人事慣行を見直しすることなどにも積極的に取り組む必要があると考えております。

以上、三点申し述べた上で、質問に入りたいと思っております。

まず一点目、新型コロナウイルス対応についてです。資料のページを御覧になってください。

これは、今行われている京都コンGRESでの感染拡大を防ぐ様々な方策について挙げられております。この記事の左側の方に、ちよつと細かい字で恐縮ですが、箇条書のように対策が幾つか挙がっております。例えば、二つ目、専用ホテルの宿泊とシャトルバスの利用、海外参加者についてはということなんです、あるいは、会議前後の会食自粛、握手や名刺交換など接触禁止、会議の出席者と座席表の保管、席移動の禁止、ドアノブは肘で使う、非常に厳しい対策が取られています。

これはこれで水際対策としては大変有効だとは思いますが、今回は、海外から来た人数、

国連職員が七十五人、それから十三か国の代表团五十五人、百三十人程度です。この程度であるからこれだけ厳しくても実務的に対応可能だったのではないかと思うのですが、東京オリンピック・パラリンピックでは、選手団や役員だけでも、人数、国数とも桁違いに大きくなると思います。同じような対策は難しいのではないかと思いますけれども、他方で、本来であれば、多種多様、多人数の人が集まれば集まるほど感染リスクは高まるわけで、厳格な水際対策が必要だと思います。

そこでお伺いしますけれども、こうした京都コングレスの対策を踏まえますと、東京オリンピック・パラリンピックで海外から観客を呼ぶのは大変難しいのではないかと考えておりますけれども、この点について大臣の御所見をお願いします。

○上川国務大臣 今回の京都コングレスにおきましては、コロナ禍においての国連が主催する大規模な国際会議という意味では、初めて日本で開催したものでございます。日本におきましての国際会議の開催ということについても初めてでありませんが、世界、国連の組織としても初めてでありました。

ゆえに、国連の組織と全世界の加盟国が参加しているわけでありますので、その参加をどこまでどのようにすることができているのか、そして、感染の状況も、世界、今同時に起こっておりますので、そういったことも踏まえて、ずっと詰めを、協議を重ねながら、ドキュメンテーションとしては、今新聞紙上では数点挙げられてるところではあります。分厚いドキュメントがしっかり積み上げられておりまして、一つずつのプロトコールに沿ってしっかりと対応するという極めて厳しい中で今運用がなされている状況でございます。

その中に、国連職員でありますとか各国からの閣僚級の代表团、これが入国をいたしました。京都コングレスの参加者におきましては、通常の水際措置、出国前の七十二時間以内のPCR検査などに加えまして、専用シャトルバスでの移動、借り上げ宿舎への宿泊、用務以外での外出は禁止をするという形で、本来に会場の中だけで、ある意味では閉じ込めるといふ状態でありましたので、そのことを全部理解した上で、しかしなおハイブリッドでやる意味があるというふうな認識の中で今回開催したところでございます。

今夏開催を予定されている東京オリンピック・パラリンピックの競技大会につきましては、観客をどうするかという取扱いにつきましてはまだ決まっていないというふうに承知しております。現時点で、どのような規模で、どういう形で開催されることになるのかということをお答えすることができないわけでありますが、委員御指摘いただきましたとおり、京都コングレスと比較すると、より多くの関係者が我が国を訪れるということになることは確かだというふうに思っております。

したがって、私どものところは水際、出入国在留管理行政を所管しておりますので、今回の京都コングレスにおいて講じた防疫措置をしっかりと踏まえた上で、関係省庁とより一層連携をし、安全、安心な東京大会の実現に向けて、必要な水際対策につきましても検討してまいりたいという

ふうに思います。

委員御指摘の厳格なところについては、これは非常に重要な要素でございますし、また、今回の京都コングレスのドキュメンテーションをしっかりと生かして、これは国連でもまとめるとおっしゃっていますし、私ども、しっかりとめさせていたでいて、よりその知見を共有してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 知見を生かしていただくのは是非お願いしたいんですが、繰り返しになりますけれども、今回は、十三か国で、国連職員も含めても百三十人ぐらいの規模です。それでもこれだけの厳重な対策をしなくちゃいけなかった。これが規模的にも国的にも桁違いに多くなるというときに果たして知見を応用できるのかどうか。やはり現実的に考えると、海外から観客を呼ぶのは難しいのではないかと、海外から私には考えます。その点はいくれども、人の健康、国民の健康が第一でございますので、水際対策をおろそかにすることがないようお願いしたいと思います。

それから、テレワークのことについてもちよつと触れさせていたきたいと思います。

我々立憲民主党としましては、前国会でテレワーク促進法案というものを提出しております。三つの柱から成っております。二ページ目、三ページ目にわたってつけさせていただきます。一つ目の柱は、電磁記録の場合、文書と違って本人の意思に基づくことの立証が困難であるため、その解消を図った。二つ目は、今までグレイゾーンであったいわゆるリモート署名、これも電子

署名に含まれることを明文化した。三つ目としては、電子署名がなかなか普及しにくい中小企業でもテレワークを促進するため、一定の要件を満たす電子メールに、判この押された私文書と同じような証拠能力を認めた。大体こういう三つなんですけれども、この点について、我々のこの柱が、今現在法務省としてはどのように実現されているのか、あるいは実現を図ろうとしているのか。これは実務的なことなので、民事局長からお願いしたいと思います。

#### ○小出政府参考人 お答えいたします。

まず、法務当局といたしまして、議員立法の内容容について直接お答えする立場ではないということとを申し上げた上で、議員御指摘のテレワーク促進法案でございますが、我々の理解しているところによりますと、まず電子署名法につきまして、本人しかできない一定の方式を満たした電子署名については、本人の意思に基づく電子署名であることの推定、いわゆる一段目の推定を明文化する改正、それから、電子署名法三条の推定規定について、いわゆるリモート署名サービスによる電子署名も含まれることを明文化する改正、それから、一定の要件を満たす電子メールにつきまして、当分の間、真正に成立したことを推定する旨の改正、こういったものが含まれるというふうに承知しております。

押印についての、いわゆる一段目の推定につきましては、本人の印章による印影があれば本人の意思に基づく押印であると推定するものでありまして、これは、実印であるか否かによって程度の

差はございますが、一般に印鑑はみだりに他人に手渡さないという我が国における慣習を前提として、最高裁判例によって認められているものでございます。

これに対しまして、電子署名については、いまだこれと同様の意味における慣習があるといった前提を置くことはできないわけでございますが、具体的な事案における裁判所の判断次第ではございますが、例えば、十分な水準の固有性、本人しかできない一定の方式を満たしたということがある電子署名サービスにつきましては、電子署名がされた事実経緯も踏まえまして、本人の意思に基づく電子署名であるということが實際上推定されるのではないかと考えております。また、サービス提供事業者のサーバーに本人の署名鍵を設置、保管して行うリモート署名サービスにつきまして、電子署名法三条の適用はあり、同条が定める推定効が働き得るものと考えております。

他方では、電子メールの真正な成立の推定につきましては、どういった要件の下で推定できるかについて、成り済まし対策等、技術的な対策、検証が必要でありまして、いまだ検討する必要がありますと認識しております。法務省といたしまして、この電子メールに関しましては、昨年六月十九日に内閣府や経済産業省とともに押印についてのQ&Aを公表いたしました。文書の成立の真正を証明する手段として、電子メールのやり取りを含めた契約の成立過程を保存することなどを周知しているところでございます。

法務省といたしましては、議員の問題意識も踏

まえまして、引き続き各府省と連携して、テレワークの促進のため、電子署名の普及に努めてまいりたいと考えております。

○階委員 大臣所信の中でもテレワーク勤務の推進ということが挙げられていましたので、我々もここは建設的にいろいろな知恵を出していきたいと思っております。

もう一つ、誹謗中傷、差別、偏見の解消ということで、差別、偏見の解消についても大臣所信で述べられていました。他方で、先般、新型インフル特措法の改正で、十三条に関係する条文が盛り込まれております。

ただ、私が読みますところ、これは国や地方自治体に啓発活動などを義務づけるものであって、国民に対してこういった差別や偏見を行わないようにというような禁止規定などは置かれていないです。差別、偏見で被害を被った人たちを救済するようない規定もないということで、私は不十分ではないかと思っております。この新しい特措法の条文で、果たして効果は上がるのかどうか。大臣の所見をお願いします。

○上川国務大臣 この新型コロナウイルス感染症に関連した差別、偏見につきましては、決してあってはならないというふうに思っております。私の所信でも、そのことについては強く訴えさせていたいただいております。

今回の特措法改正によりまして新たに設けられました差別等の防止に向けての規定については、このあつてはならない差別的取扱い等の内容を類型化したしまして、具体的に記載をしている状況

でございます。

したがいはして、法務省で今担当しております人権擁護機関におきまして、人権相談を受けたり、また人権侵犯事案の調査処理を行うに当たりまして、このよりどころとなる大変重要な、また有意味な規定であるというふうに考えております。

法務省の人権擁護機関、全国の法務局、地方の法務局におきまして実施しているわけでありますが、この人権相談にしっかりと応じ、また、それを通じまして、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行って、当事者間の話し合いまた仲介をしたり、また、人権侵害を行った者に対して改善、説示でありますとか勧告するなど、事案に応じて適切な措置を講じてきました。

こうした相談、調査、救済活動を行う際に、相手方に対しまして、その行為が新たな規定に具体的に規定された差別的行為である、差別的扱いであるということ指摘して改善を求めるといふことにつきましては、現場では大変重要なツールになるといふふうに思っております。こうした取組をばねに、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○階委員** 法文に書かれていないことが重要だということ、今の大臣のお話をお伺いしました。

ただ、やはり、法律上もなるべく明確に、何をしたいか、そして被害に遭ったかどうかという救済が受けられるのかというのを明確にしたい。引き続き、この点についても、我々、提言をしてま

いりたいと思っております。

さて、二つ目の大きなテーマ、法の支配についてもお聞きしたいと思います。

京都コンGRESの議題の中で、議題三というところで、「法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ。」という中で、「効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関を構築」というくだりがあります。この効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関が日本の検察組織、これに当たるのかどうかということをまず大臣にお尋ねしたいと思います。

**○上川国務大臣** この京都コンGRESの議題の一つであります、法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ、とりわけ、効果的で説明責任のある公平かつ効果的な機関を構築すること、これは、持続可能な開発目標、十七のゴールがございますが、この中でもゴール十六を受けての取組ということでございます。

法の支配の促進に向けまして、犯罪防止、刑事司法の分野における、効果的で説明責任のある公平かつ効果的な機関の構築ということでの議論でございます。この対象となる機関につきましては、検察も含む犯罪防止、刑事司法に関連する機関を指すものと理解をしております。

**○階委員** やはり検察は説明責任があるということを今確認しました。

そこで、資料の四ページ目、これは、河井案里氏の有罪が確定して再選挙へという見出しが出ております。

四月二十五日にこの補欠選挙、参議院広島選挙

区で行われるわけですけども、今般、その補欠選挙に出馬予定の自民党の候補予定者の選対会議において、有罪が確定した河井案里さん、あるいは今公判中の河井克行さんから買収資金を受け取ったとされる県議、市議数人が出席したという報道がありました。

河井案里氏の刑事裁判で、河井夫妻による選挙買収の事実認定が既に確定しています。そうであれば、本来、必要的共犯である被買収者側も罪に問われるべきだと考えております。ところが、検察は、その被買収者の方の処分状況がどうなっているのか、我々の問いに対して一貫して説明を拒んでいきます。

先ほど言った、説明責任のある公平かつ包摂的な機関が検察だというのであれば、この点について直ちに説明責任を果たすべきではないかと考えます。大臣、いかがでしょうか。

**○上川国務大臣** 検察の活動を国民の皆様によく理解していただくことは重要であるというふうに認識をしております。

もともと、一般論として申し上げるところでございますが、仮に、捜査機関の活動内容を公にした場合におきまして、他人の名誉、プライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証、証拠隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど今後の捜査、公判に重大な支障が生じるおそれがあるところもございます。

検察当局におきましては、対外的な事件広報に当たりましては、個別の事案ごとに、公益上の必

要性ととも、関係者の名誉、プライバシーへの影響及び将来をも含めた捜査、公判への影響、そして有無、程度等を考慮しながら、公表するか否かにつきましてはその程度及び方法を慎重に判断しつつ、適切に対処しているものと承知をしております。

今御指摘がございました事案につきまして、被買収者の処分状況ということでございますけれども、捜査機関の活動内容に関わる事柄ということとでございます。お答えにつきましては差し控えさせていただきます。

**○階委員** 今、考慮要素を幾つか挙げられた上で、捜査機関が慎重に判断することなんです。本件の場合、非常に公益上、処分について説明する必要は高いと私は思っています。

というのも、もし、これらの県議や市議が訴追されて有罪となれば、公民権停止となつて、今回の補選の応援には参加できないんです。このまま選挙に突入して買収資金を受け取った県議や市議らが応援して、その候補者が当選し、後から起訴され、有罪が確定しても、手遅れになってしまうんです。民主主義の健全性を守るという最重要の公益的な観点からしても、早期に処分を決め、そして公表すべきではないかと思っております。

これは民主主義の根幹に関わる問題ですから、いかなる裁量を検察が有するにしても、この点については説明責任を果たすべきだと考えます。大臣、いかがでしょうか。

**○上川国務大臣** お尋ねいただきました件ということでございますが、委員の御主張については承

りましたけれども、捜査機関の活動内容に関わることでございまして、お答えにつきましては差し控させていただきます。

検察当局におきましては、一般論として申し上げるところでございますが、対外的な事件広報に当たりましては、刑事訴訟法四十七条の趣旨を踏まえまして、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーへの影響及び将来のものも含めた捜査、公判への影響の有無、程度等を考慮し、公表するか否かにつきましてはその程度及び方法を慎重に判断しているものと承知をしております。

**○階委員** 慎重に判断して、公表もしないということになると、手遅れになってしまうということも言っているわけです。ほかの事案では慎重にやってもいい場面もあるんだと思いますが、補欠選挙が迫っている中で、本来であつたら公民権停止で選挙に関われないような人が応援をしている、選挙応援に回るというようなことはあつてはならないと思えます。

逆に、もし、不起訴なら不起訴と言っていたらければ、その人たちは大手を振って選挙の応援すればいいわけだし、いずれにしても、起訴にするにせよ、起訴をしないにせよ、この選挙が始まる前に結論をはっきり出していたかかないと、民主主義にとつて大きな影響を及ぼすと思っております。この事案についてはやはり説明責任を果たされることが必要ではないか、その前提として処分を決することも必要ではないかというふうに考えています。もう一度大臣、この点は重要なので、

もう一度お尋ねさせていただきます。

**○上川国務大臣** それぞれのケースにつきまして、刑事訴訟法の四十七条の趣旨を踏まえて、個別事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーの影響及び将来のものも含めた捜査、公判への影響の有無、程度等を考慮し、公表するか否かや、その程度及び方法を慎重に判断している。検察当局におきましてのこうした基本的な姿勢ということでございます。

個別の事件、事案でもございまして、お答えについては差し控えさせていただきます。今委員が御指摘いただきましたことの意味ということについては、私自身は受け止めさせていただきます。 **○階委員** 問題意識は共有していただいたということも承っております。

京都コンGRESで、日本の検察組織が、効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関を構築する、このことに当てはまるんだというのであれば、議長国として、しっかりとそのあかしをちゃんと出してほしいと思っております。

もう一つ、法の支配の関係で、昨年問題になりました黒川元検事長の起訴猶予なんですが、先ほど申し上げたとおり、黒川氏の起訴猶予は、検察審査会が起訴相当の判断というのを示したわけです。これだけ国民の間から起訴猶予について疑念が生じているのに、検察は我々野党に対して不起訴記録の開示も拒み続け、説明もろくなものはされないという状況です。

先ほど大臣も触れられたと思います、刑法四十七條なんです。五ページ目に、四十七條の趣

旨を判示した判決とともに条文を示しております。ポイントは下線を引いている最後の方でありまして、「訴訟に関する書類」、これには不起訴記録も含むわけですが、「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、「公にする目的、必要性の有無程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、」ということなんです。

総合的に考慮をした場合であっても、法を守らせるべき、法を犯した人を処罰する検察官、そのトップの人が自ら罪を犯してでも起訴猶予になっているということですから、こうした事情を考慮しても、不起訴記録は開示すべきだし、説明責任を果たすというのが当たり前のことではないかと思っておりますが、この点について、大臣の見解をお願いいたします。

○上川国務大臣 今、このお出しいただきました「不起訴記録の開示について」ということで、刑事訴訟法の四十七条の規定がございます。同条の本文の上の、下線の上のところに、「訴訟に関する書類」を公にすることを原則として禁止しているのは、「云々」という記述がございます。そうしたルールにのっとり、この規定があるということでございます。

今御指摘いただきました事案、事件につきましては、検察当局につきまして、令和二年七月十日、黒川高検検事長らを不起訴処分とし、当該処分に

ついでの説明がなされたところでございます。

検察当局におきましては、個別事件の対外的な事件広報の在り方につきまして、法務大臣として所感を述べることににつきまして差し控えさせていたいただきたいというふうに思っております。

○階委員 法の支配ということを大事にしていくという大臣であれば、こうした問題についてもしっかりと取り組んでいただきたい。

また続きは次回以降に回すことにしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。